

瑞穂市における地域連携ネットワークの中核機関の設置について

【中核機関の役割】

- ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う [司令塔機能]
- イ. 地域における「協議会」を運営する [事務局機能]
- ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する [進行管理機能]

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」より

【設置の区域及び方法】 瑞穂市域、単独設置

【設置の主体】 瑞穂市

(市が設置の意義)

- ア 業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること
- イ 首長申立等の市町村権限を適切に発揮する必要性があること
- ウ 行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性があること
- エ 業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有すること

【運営の主体】 瑞穂市社会福祉協議会 (市の委託)

(委託の条件)

委託する場合は、上記ウ及びエを満たす必要がある。

【中核機関と市が担う役割の整理】

(市)

- 中核機関の設置
- 協議会の設置
- 成年後見制度利用促進に関する基本計画の作成
- 市長申立
- 申立費用・成年後見人等報酬の助成

(中核機関)

- 国基本計画における5つの機能に関する業務
 - ①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能
 - ⑤不正防止効果
- 地域連携ネットワークの構築
- 協議会の運営
- 市長申立に関する支援
- 担い手の育成